

## 五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱

五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱(令和7年五霞町告示第68号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心なまちづくりの実現に向け、町内における犯罪の発生を抑制し、地域の防犯力の向上を図るため、予算の範囲内において五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、五霞町補助金等交付規則(令和4年五霞町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定して設置される装置をいう。
- (2) 画像データ 家庭用防犯カメラにより撮影された映像の記録をいう。
- (3) 町税等 町が課した町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。
- (4) 自宅等 自ら居住する住宅(アパート等の共同住宅を除く。)で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含むものをいう。
- (5) 看板 家庭用防犯カメラを自宅等の敷地に設置していることを表示する看板をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者で、家庭用防犯カメラを設置する町内の自宅等に居住し、又は居住する予定であるもの
- (2) 自宅等の敷地内において、本人又は本人と物理的に同居する者が、この告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 自宅等の敷地内に防犯を目的として家庭用防犯カメラを設置する者であること。ただし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が自宅等及び敷地の所有者でない場合は、所有者の同意を得ている者であること。
- (4) 申請時において、申請者は、世帯主又は世帯を代表する者(主たる生計維持者)とし、町税等の滞納がないこと。
- (5) 五霞町暴力団排除条例(平成23年五霞町条例第18号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象となる家庭用防犯カメラは、交付対象者が自宅等の敷地内に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自宅等の敷地内を継続して撮影するものとし、撮影した画像データをHDD、SSD、SDカード又はクラウド上に常時記録する機能を備え、後日に画像データを確認することが可能であるもの。ただし、録画機能付きドアホ

ン及び置き型の防犯カメラを除く。

- (2) 賃貸借によって設置していないもの
- (3) 令和8年9月30日までに、設置が完了すること。
- (4) 未使用品であること。
- (5) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度による補助を受け、又は受ける予定のものではないこと。

2 補助金の交付対象となる看板は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、当該補助制度を利用する以前から第6条第2項に規定する設置基準を満たす看板を設置している場合は、購入を不要とするものとする。

- (1) 既製品の購入であること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 令和8年9月30日までに、設置が完了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入に係る費用
- (2) 家庭用防犯カメラで撮影した映像を確認するモニターの購入に係る費用
- (3) 家庭用防犯カメラで撮影した映像を記録する録画装置の購入に係る費用
- (4) 前3号に規定する機器の設置工事に係る費用
- (5) 看板の購入費及び設置に関する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 家庭用防犯カメラで令和7年11月25日より前に購入し、又は契約をしたもの
- (2) 家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器のうち、二次的に活用することができるスマートフォン、タブレット端末、パソコンその他の機器の購入費
- (3) 家庭用防犯カメラ及びモニター等の附属機器(以下「家庭用防犯カメラ等」という。)の保守点検の費用
- (4) 既設の家庭用防犯カメラ等及び看板の処分、撤去、移設その他維持管理に係る費用
- (5) 家庭用防犯カメラ等及び看板の購入に係る消費税及び地方消費税並びに送料

(設置基準等)

第6条 家庭用防犯カメラは、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 自宅等の敷地内における屋外に設置すること。
- (2) 不必要な個人の映像を撮影しないよう、自宅等の敷地内を主として撮影するよう撮影範囲に留意すること。
- (3) やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、当該隣家に居住する者の承諾を得ること。
- (4) 犯罪に関する捜査のため、警察署から画像データの提供の依頼があった際は、可能な限り協力すること。

2 看板は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 購入した看板を使用すること。

(2) 看板は、黄色、赤色等の警告色が入ったデザインのものとし、見た者に敷地内で防犯カメラが作動していることが一般的に伝わるものとする。

(3) 看板は、自宅等の敷地内において、可能な限り道路から確認することができる位置に設置すること。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、30,000円を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付は、1軒の自宅等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び受付)

第8条 申請者は、家庭用防犯カメラ等の設置が完了し、費用の支払いを終えた後、令和8年9月30日までに、五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、電磁的方法(町公式LoGoフォーム)又は紙媒体により町長に申請しなければならない。

(1) 領収書等の写し(第5条第1項各号に掲げる補助対象経費に係る金額並びに製品の正式名称及び型番、販売店等が記載されており、これを申請者が購入したことを証するもの)

(2) 家庭用防犯カメラ等の設置状況が分かる写真

(3) 看板の設置状況が分かる写真

(4) 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、必要に応じて現地調査等を実施し、交付の可否を決定し、五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付を受けてから7日以内に異議の申出がないときは、補助金の実績報告があったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号のほか、町長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しがあったときは、五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、既に交付した補助金があるときは、町長は、その全部又は一部を返還させるものとする。

(交付台帳の整備)

第12条 町長は、補助金の交付の状況を五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付台帳(様式第4号)により記録するものとする。

(財産処分の制限等)

第13条 補助金の交付を受けて取得した家庭用防犯カメラ等は、当該補助金の交付を受けた日から起算して5年間は、その目的に反して譲渡し、売買し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(処分等の効力)

2 この告示の施行前に改正前の五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定によってした処分、手続、設置等その他の行為であって、改正後の要綱の規定に相当の規定があるものは、改正後の要綱の相当の規定によってしたものとみなす。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

五霞町長 様

申請者 住 所 〒  
五霞町  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
電話番号 ( )

五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付申請書兼請求書

五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱（令和8年五霞町告示第27号）第8条の規定に基づき関係書類を添えて申請し、及び請求します。また、町が申請内容の審査に必要な私に関する町税等の賦課情報及び納付状況並びに世帯員情報を確認することに同意します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他( )		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※補助金の振込先となる口座名義人は、申請者と同一にしてください。

※個人情報、補助金の交付手続以外に使用することはありません。

3 関係書類

- (1) 領収書等の写し(同要綱第5条第1項各号に掲げる補助対象経費に係る金額並びに製品の正式名称及び型番、販売店等が記載されており、これを申請者が購入したことを証するもの)
- (2) 家庭用防犯カメラ等の設置状況が分かる写真
- (3) 看板の設置状況が分かる写真
- (4) 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し
- (5) 町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

五霞町長 印

五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定となりましたので、五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱（令和 8 年五霞町告示第 27 号）第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 却下  
(理由)

## 教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表する者は、町長となります。)として、提起することができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号（第 11 条関係）

第 号  
年 月 日

様

五霞町長 印

五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した補助金については、下記のとおり取り消したので、五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱（令和 8 年五霞町告示第 27 号）第 11 条の規定により通知します。

記

取消理由

## 教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表する者は、町長となります。)として、提起することができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号 (第 12 条関係)

五霞町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付台帳

番号	申請者氏名	申請者住所	申請年月日	交付決定額	防犯カメラ型番	備考
		電話番号	交付決定年月日		設置台数	
1		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
2		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
3		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
4		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
5		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
6		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
7		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
8		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
9		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
10		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
11		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
12		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
13		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
14		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	
15		五霞町	年 月 日			
			年 月 日		台	